

“女性・子どもの人身売買-問題と解決”

ヌエン・フォン・フォ

“不法労働の動き：女性・子どもの人身売買をめぐる”地域会議

1997年11月25日～28日
タイ・バンコック

(財)女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1998年3月発行

女性・子どもの人身売買　－　問題と解決¹

序

1. 国家政策の刷新と共に、ベトナムを建設しようという大義は、この国の政治的、経済的、社会・文化的生活に将来に希望の持てる変化をつくり出して来た。女性を含め、大多数の人の生活は、肉体的にも精神的にも改善されて来た。われわれの近年の記録に残る努力を振り返って見ても、数々の誇るべき業績が残されている。

この発展過程において、われわれの性向の他に、売春、麻薬常用、特に、女性・子どもの人身売買と云つた、数多くの困難な問題が表面化してきており、それがいまや我が國の明るい未来へ影響を及ぼすものとなって、世界的に、女性・子どもの人身売買は長い間の課題であると言えるだろう。現在、女性・子どもの人身売買は、世界の多くの国々や国際団体にとって、極めて重大な問題として、増加している。女性・子どもの人身売買は主に、性的搾取や売春と結びついて女性・子どもの身体労働という方法で、数多くの人達への利益と他の人たちへの快楽をもたらす。田舎から都市の地域へ、貧しい国から発展した国々へと女性・子どもが売られているのが一般的な傾向である。こうした悪が大きくなるにつれ、国際的な連携や組織がつくられ、発展して来た。

我が国では、女性・子ども人身売買は、近年出て来た新しい問題である。それは開かれた扉の政策の裏側、経済管理の変化、都会化の進展、および他国、特に近隣の国々との増加する取引である。

今まで、全国規模で売られた女性・子どもの完全かつ正確な統計学上の数字は、未だ把握されていない。この悪の理由や及ぼす害の特徴並びに結果を、評価、分析、研究するための包括的調査をするための条件は未だがない。しかし、幾つかの司法機関や研究所の新聞発表報告の統計学上の数字、および世論などから、女性・子どもの人身売買が広がっていると云う現実を知り得る。

2. 本書の目的

女性・子ども売買は、数々の国際会議や宣言などの対象であり、マス・メディアは盛んに書き立てている。この問題は、アジア・太平洋地域、特にアジア諸国やベトナムでは深刻になっている。しかし、特にこのメコン・ベイジン地域では、科学的方法で調査をする必要な問題が残されている。従って、本書の目的および範囲は、以下の内容を含め、情報収集の促進および女性・子どもの人身売買に対する活動の強化に焦点がある：

- ・ベトナムに於ける女性・子ども人身売買の現況、および原因となる要素について情報を交換すること；
- ・ベトナムの国の法律および、政策（売買に直接もしくは間接に打撃を与える主な法律および政策）に提出すること；
- ・女性人身売買防止の効果的手段を見出すこと；
- ・同問題に関する勧告をまとめること。

1 本書の作成にあたったヌエン・ファン・フォ氏は人民総合警察局法律部副部長、かつベトナム弁護士協会国際関係委員会委員を務めている。

3. 定義

この売買に対する見方は、広範囲にわたるため、女性人身売買のしっかりした理解と定義なくして、売買人の告発および捜査目的の強力な法的対応を展開する事は不可能であると云うのが現実である。そこで、女性・子どもの人身売買の適切な定義を得るために、この問題を考察し、この悪と闘うための、明確かつ理路整然とした政策が必要である。

刑法第115条は、(販売および、購買行為を含め)女性人身売買の犯罪に対する処罰を規定している。1985年6月27日発布の刑法第149条では、子どもの誘拐、不正取引もしくは詐欺的取引の犯罪に言及している。この刑法は女性・子どもの人身売買の犯罪を規定しているが、女性・子ども売買に関する定義は、明確ではない。われわれは、以下の場合に、売買をしたと見なす定義を提案する：

- ・国際間の国境を越える。
- ・(売買人に)係わって手助けする人がいる。
- ・目的地の立入りもしくは滞在が無許可あるいは不法である。
- ・何らかの形で報酬がともなう。

われわれの提案する定義では、女性人身売買とは強制された労働や結婚、借金による束縛、奴隸、その他非人間的仕事のような労働もしくは奉仕のために、(もちろん不法行為の)国境を越えて、あるいは、国境内でリクルートまたは輸送することを含めた、全ての行為にわたることを意味する。

ベトナムにおける女性人身売買の特殊なケースでは、人身売買と売春との問題が幾重にも絡んでいる。人身売買と売春はよく関連付けられるが、全ての人身売買の被害者が売春婦であるとは限らない、全ての売春婦が人身売買されたとも限らない。ベトナムの行政刑法下で、女性人身売買の犠牲者を犯罪者としないために、両者を区別することが重要である。売春目的で売買された被害者たちは、たぶん偽りの契約で売買人の申出を受入れ、後になって、自分が売春を余儀なくされることに気付く。こうした被害者たちは強制あるいは不本意な状況から逃れた場合には、当然援助と支援を受けて然るべきである。

性的搾取を目的とした売買は、かなりの注目を得ている形態であるが、人身売買が、単に、売春を目的としたそれとは限らない。婚姻上の搾取や、束縛された労働および奴隸同様の労働を目的とした人身売買も存在する。

人身売買の形態

近年、ベトナムには、ベトナム女性が売買されている主な経路が5つある。

1. 結婚、その他の理由(強制労働、奴隸、借金のかた、非人間的労働条件)を目的とする北方区域から中国への人身売買
2. 売春(子ども売買を含め)を目的とする、南方区域からカンボジアへの人身売買
3. 結婚仲介サービスを通じての女性の人身売買

いわゆる結婚仲介の助けを借りた、ホ・チミンから香港、台湾、マカオおよびシンガポールへの売買。この経路では、女性の人身売買は常に結婚斡旋機関を通じて行われている。ベトナムの女性と、ヨーロッパ諸国や香港、シンガポール、台湾、マカオといった

国々との結婚をまとめるために働いているネットワークがある。結婚は若いベトナム女性たちが外国へ行くために、彼女たちの「夫」から保証された免許証を得るのに役立っている。

こうした結婚（仲介）サービスを通して、多くの女性たちが数多くの「夫」の元に渡されて、ついには売春宿で性の労働者（セックス・ワーカー）となっている。

4. 観光事業者、あるいは労働者海外派遣業者を通じての女性の売買について：

婦女売買機関は時として、旅行代理店あるいは国際労働共同機関という形態で運営されている。この場合、ベトナム女性は、旅行者もしくは、招聘労働者として海外に送られる。海外で仕事を見つけたいと望んでいる女性の多くは、実際には、売春へと駆りたてられて行く。

5.（養子縁組、売春および強制労働を目的として、田舎、都会、民族、山岳地方の）国内での売買。田舎に住む貧しい家庭の若い女性たちは、高い給料で、よい仕事が見つかると言われ、都会に誘われて来たものの、実際は市街の売春宿に売られる。こうした巧みなやり方で、多くの田舎の女性たちが売春へとせき立てられて行く。

参考資料

1. 地域的に、また国際的に人目に触れることが以前にも増してきたことや、ここ10年間で経済および社会の変化によってベトナムでは、女性・子ども売買は非常に複雑な状況で起きている。ベトナム政府および関連行政の省官庁他諸機関では、こうした悪を防止し、かつ悪と闘うために、具体的な手段を取ってきた。

1991年から1997年6月までに、1739件の女性・子どもの人身売買が告訴された。

－2655名を含む、1486件の女性人身売買が取り調べられ、告訴された。

－403名を含む、253件の子ども人身売買（誘拐、子どもの密売買あるいは詐欺手段の取引）が取調べられ、告訴された。

1991年	－	579名	305件
1992年	－	561名	290件
1993年	－	542名	272件
1994年	－	336名	194件
1995年	－	370名	219件
1996年	－	459名	247件

1996年～1997年には、女性・子どもの人身売買を行ったとして、391件640名の売買人が裁判に持ち込まれた。

2. 国境を越える人身売買（人身売買全体のほぼ70%以上）

2.1 国境（北方の国境線）を越えた女性・子ども人身売買

北方の国境線では、売買人はベトナムの女性（および子ども）を妻として売られる、目的地の中国に騙して強制的に輸送する。

中国に売られた女性が最も多い地域は、ハイファン、クアンニン、ランソン、ハイフ

アン、ハバクおよびカオバン。

売買人はあらゆる手立てで、更に多くの利益を得ようとしている。彼らは、彼女たち被害者に60～70歳の老人との結婚や同時に多数の男性（父と4人の息子）との結婚を強いる。被害者たちは、次から次へと別の買主へと売られ、暴力で脅されながら、懸命に働くなければならず、遂には、売春宿へ売り飛ばされる。

2.2 結婚仲介サ・ビスを通じての女性・子ども人身売買

ヴェトナム女性と外国人との結婚仲介サービスを通じて、売買人は、数多くのヴェトナム女性を騙し、外国人と結婚させたり、次から次へと他の男性に売り、遂には、売春宿へ売り飛ばす。

2.3 観光業者もしくは、労働者海外派遣業者を通しての女性・子ども人身売買

観光業者もしくは、労働者派遣業者を通じ、売買人は、金持ちの家庭の少女も含め、数多くの少女たちを騙し、唆して来た。外国に住み、金もなく、外国語も理解できないので、韓国の場合のように、彼女たちは売春婦になるか、奴隸のような召使になるしかない。

2.4 カンボジアへの南方の国境を越えた、売春目的の人身売買

現在、カンボジアでは、売春目的の人身売買による被害者であるヴェトナムの女性および子どもたちは、2～3千名いる。

3. 国内の女性・子どもの人身売買（約30%）

これまで述べてきた以外の売買人は、養子縁組や売春、強制労働を目的に田舎から都会、あるいは、民族地域、山岳地域へ、街の通りから売春宿へと国内で女性や子どもを売る。麻薬密輸と同様に、人間の密輸は他の犯罪形態に比べ、犯罪者にとっては、はるかに危険の少ない活動である。女性売買ビジネスは、時には犯罪グループによって管理されていることがある。これら犯罪グループは、目的地の国だけでなく、リクルートをしている国でも活動している。彼らはよく組織化されていて、極めて暴力的で、他の犯罪活動に関わっていることがよくある。

一度売春宿に売られると、その女性は売春宿の所有物となる。恐らく、彼女たちは別の売春宿の所有者に売られ、彼らの食い物にされる。売春婦として働くことを余儀なくされて売春宿の所有者の命令に従わない場合には、彼女たちは恐らく、叩かれるか、何の食べ物も与えられない。疲労で倒れるまで、毎日5～6人以上の男性との性交渉を強いられる。

4. 売買人の巧妙な手口

売買人は普通、職に就いていない女性や家庭に問題がある女性、不幸を背負った女性たちや、安易な人生を送りたいとか、手っ取り早く金を稼ぎたいと望んでいる沢山の怠惰な女性を探す。彼らは彼女たちを騙し、国境を越えたら、別の人気が結婚にふさわしい男性を見つけるのを手伝うと言う。彼らはまた、彼女たちを愛しているから結婚を望んでいるというふりをする。それから彼女たちを街に連れ出し、売春宿に売る。その後、辛く厳しいが低賃金の労働と、時には売春が、彼女達を逃亡へと追いやり、さらにそうした売買人た

ちの巧みな手口に乗ることになる。

多くの場合売買人は、田舎から都会に初めて出て来て、電車やバスに乗り遅れ、売買人の誘いにのった少女と知り合いになる。国境を越えた売買人が、いつも犯罪人となっている。彼らは、女性の誘惑、売春を目的にネットワークを形成しており、仲介者や地方の斡旋所と協力している。女性が売買人の70～76%を占めている。売買人は、しばしば友人であることがある。女性を売買することは、刑法および行政法により禁止されているある種の社会悪である。その行為は違法な活動であり、従って秘密裏にのみ行われる。そして、この活動を実行するため、売買人達の組織化された密なるネットワークが、売春宿や、ホテルの持ち主の他に、この不正な取引に参加している国内外に設置されている。

5. 被害者たち

被害者たちは、通常貧しい家庭出身の教育水準の低い少女たちや、何でも真に受けてしまう、世間知らずのだまされやすい田舎の少女たち、あるいは結婚適齢期を超えた女性、あるいは離婚や不幸な家庭の子どもたちである。

女性・子どもも売春に関する統計が不足しているのは単に、資料集めが十分になされていないためだけではできない。現在発生している女性・子どもも売買の正確な程度の水準を推計するのはきわめて困難である。なぜなら、被害者たちも、それぞれの理由で彼女たちに何が起きたかを報告するのは多分、気が進まないだろうと思われるからである。被害者たちは、申し出ることはない。なぜなら、彼女たちは、自分たちが性暴力事件の報告をすれば、女性や子どもに対する酷い嫌がらせを受けるのではないかと思っている。彼女たちは売買人からの暴力による脅しや強制送還という屈辱、特に、万が一家族が彼女たちが売春婦として働いていることを知ってしまった後、と恐れているのかも知れない。外国人の国の警察および当局にとって、女性・子どもの人身売買と闘うことは優先的なことではないので、単に違法な移住者としてのみ扱われる。売買された女性・子どもは警察からは好意的に扱われない。彼女たちの殆どが国外退去されるだけで、彼女たちの体験が人身売買事件として記録されるようなことは恐らくない。普通、警察の退去の数字から人身売買の女性被害者たちを見分けるのは不可能である。

しかし、この文脈では「女性と子どもの売買」は、通常、基本的人権および自由が侵害される極端な場合を描写するために使われている。実際、知れわたった事例の多くは売春を強制されたり、売春婦として厳しく搾取されたりした女性や子どもたちが関係している。婚姻目的の女性・子どもも人身売買のある事例では、女性あるいは少女の意思に反していると同時に、別の人によって、その人の金もうけのために搾取された時に起こる点で、重大な問題であると思われる。

女性・子どもの人身売買には、奴隸同然の条件で働かせる目的で彼女たちを運ぶために、偽りの約束と身元を使って彼女たちを輸送しているというケースもある。強制売春は広く行き渡った売春の形態であるが、他に偽装結婚、強制された家政婦、その他違法雇用を含めた実例もある。完全な実態は、依然として知られていない。なぜなら、警察は、売買された女性・子どもを通常の密入国者として見なし、被害者が当局に申し出ることを思い止まらせてしまう。そのために、彼女たちに何が起きたのかを警察に報告するには覚悟がいる。だから、報告できる女性や子どもは、ほんの僅かなのである。

売買の裏にあるのが、セックス・ツアーリー（性欲を満たすための観光旅行）である。この場合、観光客は他の国からの旅行者で、そこにはセックス・ツアーリーの計画実行に関わっている数社の小さな民間の代理店がある。最初は被害者たちは、他の村々の道を辿って別の場所で家政婦として働きに行く。普通は都会の区域にある工場やレストランでの、高給与の仕事という約束で、彼女たちの住む地域の外で働く目的で募集される若い女性たちがいる。15～16歳の若い女性たちは両親に勧められて出稼ぎにわたる。自分たちの娘が家族の生活を支えるのに役立つ程の高い収入を得るだろうと期待して、数多くの貧しい田舎に住む家族たちは、娘の旅行の手配のための手数料をその地の代理店に支払うために、高利のローンを組む。

人身売買のこの型の被害者の多くは、問題に気がつかない、あるいは、自分たち自身を守ことができない若い女性たちである。出発前に、売買人から性的虐待を受ける若い女性たちもいる。これはまた、街や故郷での性関連の仕事につくために出稼ぎ移住する女性・子どもの間に広がっている型である。彼女たちの最大の関心は仕事の条件と報酬である。女性たちは取引に慣れていて、問題に気がつきつつ数多く、無法な売買人の被害者となる。

こうした女性・子どもの募集は、友人や知人を通して、と云った表だたないやり方であることが多い。しかし、目的地の国に到着するや、彼女達の多くが、自分に売買人やクラブのオーナー（経営者）からの借金があることを知る。彼女たちは、書類を奪われ、行動を管理されたり制限されているために、捕虜にも匹敵するほど極端な従属的な状態を強いられることがよくある。彼女たちを管理するために、暴力や暴力による脅しがよく使われる。彼女たちは仕事場の建物に住まざるを得ないことが多いので、すぐ管理されて、暴力を使って脅される。殆どが、特に非常に若い女性などは、何の稼ぎも入らない。彼女たちは、長時間労働を強いられ、お客様を拒むことさえも許されないことがよくある。当然、被害者が病気をうつされる割合は高く、メンタル・ヘルス（精神上の健康）の問題が報告されているが、彼女たちの罹病率は高い。彼女たちの法律的な書類は売買人やクラブのオーナーたちに隠されてしまっているので、逃亡すらできない。

6. 女性人身売買の結果

明らかに、女性人身売買は家族の生活や社会生活に破壊的な結果をもたらして来た。一人の女性が騙されると、その家族は一員を失う。子どもたちは自分の母親と別れさせられ、夫は妻を失う。両親は子どもを失うのである。金儲けのために女性・子どもに売春を強要すると云う行為は、人権をあざ笑うような侵害の行為であり、被害者から人生の幸福と信頼を奪い去るものである。

事実、女性の人身売買は社会に深刻な結果をもたらして来た。多くの女性達は、自分の身体と尊厳が踏みにじられ時、苦しみを体験する。そして、そのうちの何人かは、自殺をしてしまう。数多くの家族が崩壊し、社会は不安定となる。

売春は女性の人身売買と密接な関係にある。こうした悪は深刻で有害な結果を引き起こす。金儲けに女性の身体と尊厳を使うことは、明白な人権侵害である。まさに女性を商品と考えた、女性を食い物にしたものである。女性人身売買をすることは、売春の同調者であり、（金儲けのための）背徳、ペテン（偽り）、強制と密接に関連している。被害者の殆どは自分の人生に自信を失う。女性の人身売買は家族の幸せを脅かすものと同類である。

なぜなら、女性の人身売買は売春の同調者であり、その被害者の多くもまた、エイズの被害者でもある。売春は病気伝染の危険な源であり、次の世代に影響を与える。数多くの家族は崩壊し、社会は不安定になる。

女性人身売買の原因

この種の悪には、色々な原因がある。

近年、ベトナムは高い経済成長率を遂げてきているが、基本的には貧困が消えた訳ではない。失業が未だ多くの人々を脅かしている。職を求めての要求は増加しており、実際には売春に売り飛ばしてしまうのだが、売買人の「仕事を見つけて上げよう」と云う約束に、女性たちはたやすく騙されてしまう。

多岐にわたる分野での商品経済の発展で、貧富の差は増加している。金持ちは彼らの余った金を使いたいと望む一方で、多くの貧しい人達は、売春という違法行為を含めて、あらゆる手段で金を稼ごうとしている。彼らは余興に割く金などはない。売買人は法律を気になど掛けない。もう一つの原因是、自分の権利や尊厳を知らない数多くの女性たちの教育水準の低さで、海外に売り飛ばされても、彼女たちは何の反発もしない。一部市民の道徳や生活様式の劣悪化もまた女性の人身売買につながる重要な原因である。個人主義と金が、非人間的行為を含めどんな方法ででも金を稼ぐことに、彼女たちをお互いが競い合うよう駆り立てている。女性の尊厳と身体は、金儲けのために売れる商品の一種であると考えられている。

この悪の重要な原因是、中国の男性と女性との間の不均衡である。数多くの中国の男性は結婚するための金がないので、ベトナム女性を買う方を望む。

女性人身売買防止のための国家対策と協力、援助および救援

1. 国家的な、女性へのあらゆる形態の差別の排除に関する集会および、子どもの権利に関する集会などで、ベトナム国民と政府はこの悪を防止するために行動し、効果的手段を取ってきた。

ベトナム社会主義共和国の法律では、女性人身売買は犯罪行為であることをはっきりと定義している。女性に対する差別のどんな形態も禁止されている。刑法115および149条では、女性・子ども人身売買を実行するものは、女性人身売買や海外に売ろうと何度も企てた者に対し、5～20年の禁固刑が与えられる。1997年4月のベトナム政府の刑法に関する規定で子どもを性的搾取することを禁止している。

1993年ベトナム政府は、売春防止および刑罰に関し1993年1月29日付で、決議案5／SDを発効させた。これは女性売買防止に貢献している。

刑法202条でも次のように規定している。「売春婦を匿ったり、女性に売春するように強制したり、あるいは売春斡旋行為をした者は6カ月～5年の禁固刑に処する。犯罪者が重大な結果をもたらしたり、常習犯行の重大な事件を犯した場合、3～10年の禁固刑に処す。」

ベトナム政府はまた、こうした問題を管理・制限するために、国の機構をつくりあげ

ように努めてきた。社会世論は勿論、マスメディアもこの悪を強力に非難している。

この悪の撲滅に、法廷は被告の81～85%を投獄し、婦女売買や売春の企てに従事した団体や個人を厳しく処罰してきた。

女性人身売買との闘いは、社会全体の関心事となっている。

2. 近年、ベトナム政府や地方当局並びに各団体は、女性・子ども売買と闘うための数多くの策を講じてきた、そして、帰還した人たちが社会に復帰して生活を徐々に安定させられるように支援している。

女性の権利保護に対する配慮を目的に、ベトナム女性組合には、女性・子ども売買との闘いへの参加と社会に復帰した女性被害者が有利な条件をつくるための実践的、効果的活動がある。

組合は、我が国の栄光の歴史と伝統、自覚を高めるための国家政策と法律、国民の誇りと愛国心精神に関する数多くの宣伝および情報活動を計画している。様々な次元のベトナム女性組合が数多くの女性参加の会議を計画してきた。国境の安全を守り、国家建設に専念するため、組合は、女性たちが不正分子および売買人の策略を理解して、警戒を増すための援助に積極的に貢献している。

ベトナム女性組合はまた、ベトナムに帰還した女性被害者に有利な条件を作りだし、彼女たちが信頼できる相談や健康管理を自由に利用出来るよう、また、組合活動および、その他社会活動に参加出来るよう手助けすることに努めている。

限りある資金を利用して、組合では、警察隊・国境警備隊と協力して、数多くの被害を受けた少女たちが自分の村に戻ることが出来るよう手助けをして来た。

3. 人身売買防止への解決

－この分野での活動に関する対策と調整

売買人との闘いはよりうまくいくことになるであろう。

－地域、地方および国際間の協力

－貧困世帯の収入を増加させるために、仕事作りを通して貧困を軽減させる。売買の被害者および送り返された、被害者になりうる高い危険性のあるグループに払われるべき特別な注意

－情報伝達運動、売買に関する教育および自覚を高めること。売買に反対する力強い世論を作ること。

－教育促進および社会的、かつ司法上の自覚を高めること。

－より多くの売買事件を発見するために国境監視を強化すること。

－現存の売買法を実施すること。売買人に対し、より厳しい処罰を課すこと。

－問題そのものに関する情報をもっと多く集めるための調査および研究。

－人身売買の被害者への回復促進および援助

構造・機構

ベトナム法律関係文書には女性売買の禁止がはっきりとうたわれている。多数の省や

部門がこの悪を防止し、闘うための具体的な手段を取って来た。現在、関連省庁、大衆団体、国際機構およびN G O間のより密接な協力を必要としている。

政府機関

- ・内務省
 - 刑事警察庁、局および地方単位で犯罪活動を見つけ出す機能がある。
 - ・(中央・地方・地域レベルの) 人民警察の調査: 組織団体
 - 女性・子ども売買のあらゆる事件に関し、調査を行う権力をもつ
(刑事訴訟法により規定されている調査)
 - ・出入国関連組織団体(省および局)
 - 外国人の出入国・居住および旅行の管理、ヴェトナム市民に種々のビザ発給
 - ・ヴェトナムの I N T E R P O L (国際犯罪防止委員会)
 - 機関および国内犯罪状況の情報の調整および伝達。安全社会秩序組織団体: 市民の居住および旅行の管理
 - ・国境警備隊
 - 国境監視、行政区域に限定地域での売買事件の調査活動を行う機能を与えられている
 - ・あらゆるレベル民事訴訟局(最高地方検察局・地方検察局)
 - 檢察局の任務権限: 法を遵守しているかの監視、検察官としての活動、客観的・広範な方法で行われる調査の保障
 - ・あらゆるレベルの人民法廷(最高裁判所・地方裁判所・地区裁判所)
 - 事件判定を目的
 - ・判決執行当局(内務省の系列下にある)
 - ・司法省(国際関係および国際法省、刑事行政法省、法律研究協会)
 - 法定書類草案作り
 - ・労働省、戦争無効と社会情勢(社会保護局、社会悪防止局、司法部): 社会悪防止に関する人民警察組織団体との調整
 - ・外務省(領事局、国際法局)
 - ・保健省
 - 女性・子ども売買の被害者に対する治療および手当に関する関連局との協力

地方N G Oおよび大衆団体

ヴェトナム青年組合、ヴェトナム女性組合、ヴェトナム青年協会、祖国共同戦線、戦争退役軍人協会

- ・UN(国連)局・政府間組織団体および国際N G O
- U N I C E、移住民国際組織機構、ラダ・バーンネン、UK子どもを救う会、テリーデ・オームズ・ワールド・ヴィジン・インターナショナル(国際世界監視)
- ・大衆媒介機関

結論・将来の見通し

ヴェトナムにおける女性・子どもの人身売買を防止するためには、中央部から大衆レベ

ルに至るまでの集中的な指導が必要である。政府は以下のいずれかの形態の下に、女性人身売買と闘うため行政・経済および司法上の手段を促進すべきである。

1 情報および教育活動

－女性・子どもの人身売買、売買の様々な形での誘惑や詐欺の手口やこの悪の憎むべき結果についてを全住民の様々な階級、特に若い女性たちの間に情報および教育活動を推し進めること。

－危険度の高い集団だけではなく女性・子ども売買に対して警戒し、防止し、見抜く心を養うこと。女性・子ども人の身売買事件を見つけ出す助けをする人を保護するための方策をとること。

－家族、特に若者を管理し、教育するという家族の役割を強化すること。家庭、学校、地域社会はこの務めにお互い協力しあうべきである。性の本質を含め、強化された、幸福で進歩的な家庭を築きあげるためのキャンペーン（運動）を図ること。

－女性と子どもの権利、女性・子ども人身売買の犯罪に対する処罰についての法律に関する教育を促進すること。

－情報およびコミュニケーション、特に差し向かいのコミュニケーションの可能なあらゆる通信路および機関を活用すること。この悪に対しての教育的な働きかけやコミュニケーション（意見交換）に被害者の参加を伴うこと。

3 法律面

－人身売買人、特に、女性・子ども人身売買の煽動者、あっせん者および手配師に、時宜を得た厳しい処罰を与える現存の法を実施すること。

－女性・子ども人身売買のあっせんの企てをした者に対して、その処罰体制を強化すること。

－国際的な司法協力、特に隣国間の国際司法協力を強化すること。

4 社会経済面

－女性の、特に遠隔地の女性たちへの職業訓練および所得を得るためにプログラムをさらに発展させ、貧困を軽減するために貢献すること。

－最も貧困で恵まれない家庭、シングルマザー、ストリートチルドレン、孤児に対する社会的援助をすること。

－義務教育を準備し全住民の文化水準を向上させ、少女たちを学校に行かせるように家族に促すこと、さらに、女性、特に15才から35才までの女性の間の文盲を撲滅させること。徐々に、女性、特に田舎や遠隔地の女性たちの文化的精神的生活を向上させること。

－祖国に戻ってきた女性人身売買の被害者たちを救うために様々な機構および団体間の協力を強化すること。

5 家族

－まず、悪を防止し、制限するための効果的な手段を見つけだすために、国全体にゆきわたるこの悪の発生と範囲を明確にすることを目的とした実態調査のプログラムを細かく

立てる必要がある。

－女性・子ども人身売買との闘いに、世界および各地の国々における警察と行政団体との密接な協力をもつ必要があると同時に、人権に関する国際協定および法の自覚と実施、CEDAW（あらゆる女性差別の除去に関する条約）（第6および9条规定、移住および女性・子ども人身売買に関連した）の実施を強化する。

－女性・子ども人身売買の被害者の生活状況を向上させるために、この害悪の被害者の女性を救援するための効果的措置がとられなければならない。

－コミュニケーションと教育的働き、仕事の創出、所得を生み出すこと、その他の発展的活動に関する情報と経験を交換して、政府、政府間、および非政府の団体、個人、および地域からのそれぞれの協力と支援を利用可能にすること。

女性と子どもの権利保護に関する法律文書

法律文書リスト (抜粋)

- 1 ベトナム社会主義共和国憲法 1992年
- 2 子どもの保護管理および教育
- 3 結婚および家庭に関する法
- 4 労働法
- 5 社会保障に関する法令NO. 12／CP
- 6 女性労働者に関する労働法の条項実施に関する法令NO. 23／CP
- 7 公衆衛生法
- 8 刑法
- 9 刑事訴訟法
- 10 民法
- 11 ベトナム在外国人による出入国、居住および旅行に関する規定
- 12 ベトナム在外国人による出入国、居住および旅行に関する規定の実施の詳細の定義に関する法令NO. 04／CP

1992年ベトナム社会主義共和国憲法
(第8回国会第11回会期にて承認、1992年4月18日発効)

第63条：すべての男女市民は、政治、経済、文化、社会、家庭のあらゆる分野において平等の権利がある。

女性への差別行為および女性の尊厳を損なう行為すべてを厳しく禁止する。

男も女も平等な仕事に対し平等な支払いを受ける。女性労働者は、妊娠にかかる制度を利用することができる。国の従業員及び賃金労働者である女性は法に規定されたすべての賃金及び手当を受け取る予定の期間に出産前後の有給休暇を享受する。

国および社会は、女性があらゆる分野において、能力を上げ、社会での役割を十分に發揮するよう、すべての必要な条件を作る。

家事を軽減し、仕事や勉強により活動的に従事できるように医療手当を受けられるよう、休暇期間を享受できるように、そして、妊娠中の仕事を遂行できるようにするために、国と社会は、妊娠中のための療養所、小児科およびその他の社会福祉設備の準備をする。

第65条：子どもはその家族、国、社会によって身を守られ、保護され教育されるものである。

子どもの庇護・保護および教育に関する法（1981年4月16日付）は、以下の事項に従って子どもの権利の基礎を規定している。

- 1) 出生登録および国籍を有する権利
- 2) 身体的、精神的、道徳的発育に応じて保護・育成される権利
- 3) 両親と生活する権利
- 4) 尊重される権利および生命、身体、人としての尊厳および名誉が保護される権利
- 5) 関心事についての意見・希望を表す権利
- 6) 健康の保護および庇護される権利
- 7) 無償で公立の小学校に学び、出席する権利
- 8) 年齢に応じた、健全な遊び、娯楽、文化活動、運動、体育、旅行をする権利
- 9) 法で定められた所有する権利、相続する権利、保健制度を享有する権利

結婚および家族に関する法
(1986年12月29日ベトナム社会主義共和国の国会により承認、1987年1月3日より発効)

第3条：国と社会は妻と子どもを庇護し、母がそのすばらしい母としての働きを十分に發揮できるよう助力する。

第11条：夫は、妻が母としての働きを十分発揮できるような状況を作る義務がある。

第41条：妻が妊娠した場合、夫は、妻が出産してから1年を経てのみ離婚を申し出ることができる。この規定は妻から離婚を申し出た場合には適用されない。

ヴェトナム社会主義共和国の労働法
(1994年6月23日ヴェトナム社会主義共和国の国会により承認)

第4章 労働契約

第37条：1～3年の契約期間で、あるいは1年未満の季節労働、あるいは特定の仕事に従事する契約の下で働く労働者は、下記の条件のうち、一つでも該当した場合、契約期間前であっても契約を一方的に解除することができる。

a · · ·

e 労働者は医師の診断により、労働を止めなければならない妊産婦である場合。

第5章 女性の労働者に関する特別規定

第3条

1 使用者は、女性労働者に対するいかなる性差別や名誉および尊厳を侵害してはならない。使用者は仕事のための人員募集、使用、賃上げおよび報酬について性の上で平等であるという基本方針を守らなければならない。

2 使用者は、企業が必要とする仕事で、それが男女どちらでも出来る仕事についての募集に対して、全ての基準を満たしている女性に優先権を与えなければならない。

3 使用者は、その操業を終了しない限りにおいては、結婚、妊娠、出産休暇、12ヶ月以下の乳幼児の世話を理由に女性労働者との契約を一方的に解除、あるいは解雇してはならない。

第112条

女性労働者が仕事を続けた場合、胎児に有害に影響を与えるとの医師の証明を提示した場合、この規定の第41条に決められた損害賠償を支払うことなく、労働契約を一方的に解除することができる。この場合、使用者への予告通知の期間の制限は、医師より診断された期間の制限によるものとする。

第113条

1 使用者は激しい、もしくは危険な労働、あるいは女性労働者の生殖および子どもを育てるという機能に有害な影響をもつ、心身に有害な物質を扱うを必要がある仕事に女性労働者を使用することを禁止する。

その内容の一覧表は、公衆衛生者により発行される。上記の仕事に女性労働者を使用する企業は、こうした女性労働者を別のもっと適正な仕事に徐々に移すための計画を取り入れ、健康保護、労働条件の改善、あるいは労働時間を短縮する処置を講じなければならない。

2 使用者は、坑内作業、もしくは常に水中で行う作業に就かせる場合には、何才であ

つても女性労働者を使用してはならない。

第114条

1 女性労働者は政府の規定に従い、合計で4—6月の産前産後の休暇をとることができる。激しい心身に有害な仕事、もしくは子どもがより多くいる場合、母親は子どもの追加される数に応じて、さらに30日の休暇をとることができる。出産休暇中の女性労働者の権利と利益は、この法の第141条および第144条に規定される。

2 出産休暇終了後、女性労働者が希望した場合、使用者との合意があれば、更に無給の休暇をとることができる。出産後、少なくとも2カ月経って仕事が無い場合で、仕事に復帰しても健康に支障がないとの医師の証明があれば、出産休暇を終了する前に仕事に復帰することができる。しかし、女性労働者はあらかじめ使用者に通知しなければならない。この場合、女性労働者は賃金の他に子どもに対する手当を受け続けることができる。

第115条

1 使用者は、7カ月以上の妊娠している女性労働者、12カ月以下の乳幼児の世話をしている女性労働者に、非番の勤務、深夜労働、もしくは本来の仕事から離れた仕事を命じてはならない。

2 妊娠7カ月以降、激しい労働に就いている女性労働者は、賃金を全額受け続ける間は、軽い仕事もしくは1時間短縮された労働時間で働くように命じなければならない。

3 女性労働者は、生理の間は就業日ごとに30分の休みを取ることができる。12カ月以下の乳幼児の世話をしている女性労働者は、賃金を全額受け取り続ける間は、労働時間中に60分の休憩をとることができる。

第116条

1 女子労働者が雇用されるところでは、更衣室およびトイレおよび衛生施設としての場所がなければならない。

2 使用者は、多数の女性労働者を使っている場所では、乳幼児の世話をする部屋、もしくは、託児施設を用意することに協力するか子守、もしくは幼児クラスの年齢の子どもをもつ女性労働者にかかる費用の一部をまかなうことに協力する義務がある。

第117条

1 女性労働者は、出産前に検査のため、あるいは避妊の処置をするために、もしくは中絶のためにあるいは、新生児を養子にするための休暇中に使用者から社会保険手当を受け取るか、社会保険手当相当額を使用者より支払われることになっている。

この項に規定される休暇期間および手当は、政府により決められている。病気の子どもを母親に代わって別の人間が看病する場合、その母親は社会保障手当を受け取る。

2 法令の出産休暇後および認められた無給の休暇の場合でも、女性労働者が仕事に復帰する場合、その仕事は保障されなければならない。

第118条

1 多数の女性労働者を雇用している企業では、経営評議会の責任者は女子労働者に

関する問題点を監視報告する人物を選任しなければならない。女性と子どもの権利および利益に関連する決定をする前に、女性労働者の代表の意見を聞かなければならない。

2 労働監査人の中に妥当な数の女性監査人がいなければならない。

第12章 社会保険

第144条

1 同法第144条规定の出産休暇中の女性労働者が社会保険を払っている場合、給料の100%相当額の社会保険給付および、第一子、第二子出産の場合には給料の1カ月相当額の給付が受けられる。

2 法第117条の規定の通り、女性に関するその他の制度の適用が受けられる。

社会保険制度に関する1995年1月26日の法令NO. 12/CP

第8条

1 結婚および家族法の規定に従い、子どもを含め7歳以下の第一子、あるいは第二子が病気で保健所の求めでその子どもの看病のために休暇をとらなければならない労働者は、社会保険の給付を受ける資格がある。

2 病気の子どもの両親がともに社会保険制度の加入者の場合、その病気の子どもの看病休暇中に、両親のうちのどちらかが社会保険給付を受けることができる。

3 育児休業の最大日数

・ 子どもが3歳以下の場合	年間20日間
・ 子どもが3歳から7歳までの場合	年間15日間

4 子宮内避妊器具、人工妊娠中絶、精管切除などの家族計画処置をとり、保健省により規定された休暇を取る労働者は、規定の第9条第1項に定められた額を受け取ることができる。

第9条

1 病気のため、もしくは病気の子どもの看病のための休暇に対する給与額は、休暇の前に社会保険料の支払いを定める基礎として使用される給料の75%と定められている。

第10条

女性労働者で、第一子ないしは第二子を妊娠出産し、同規定第11条および第12条の規定に従って休暇を取っている場合、その労働者は妊娠手当を受け取ることができる。

第11条

妊娠中、女性労働者は1回の休暇に対し1日の割で、身体検査のために1カ月に3回の休暇をとることができる。

子どもを出産した女性労働者で、病院から遠く離れたところで働いている場合、もしくは軽い、あるいは慢性の病気である場合、もしくは胎児が異常である場合、その労働者に

は、それぞれの休暇に対し、2日間の休みが与えられる。

女性労働者が流産した場合、その女性労働者は、妊娠期間が3カ月以下に対し20日、3カ月以上に対して30日の休暇を取ることができる。

第12条

1 女性労働者に対しての、産前産後に取られる出産休暇は下記の通り規定される。

・通常の状態の勤務の者	4カ月
・危険な作業もしくは重労働勤務の者、3交替制もしくは補助金指数0.5から0.7の地域にある場所での勤務者	5カ月
・補助金指数1の地域にある場所での勤務、労働免除・社会問題省により専門職としてあげられている職業に勤務の者	6カ月

2 双子、あるいは多産女性労働者には、子ども一人一人に対して、さらに30日の休暇が与えられる。

(死産を含めて) 出産60日以内で新生児が死亡した場合、女性労働者は、出産から75日の休暇を取ることができる。乳児が60日以内に死亡した場合、女性労働者は乳児の死後15日の休暇を取ることができる。ただし、同条項の第1項に規定された最大の期間を超えない。

3 この条項第1項および第2項の規定どおり出産休暇の終了時に、必要な場合には女性労働者は使用者との合意を条件に、さらに休暇をとることができる。ただし、この場合は社会保険は適用されない。

4 女性労働者は、同条項第1項に規定されている出産休暇が終了する前に仕事に復帰できる。ただし、出産から60日経過して仕事復帰をしても健康に影響がないという医師の証明があり、1週間の予告で、使用者に仕事の復帰を通知した場合に限る。この場合、給料とは別に、女性労働者は規定の出産休暇が終わるまで出産手当を受け続ける。

第14条

この規定の第11、12および13条に定められた通り出産休暇に対する社会保険は休暇前に社会保険料が基礎づけられた給料の100%相当額である。さらに子どもの出産時には女性労働者は、社会保険料が基礎づけられた給料の1カ月に相当する一時金を受け取ることができる。

女性労働者に関する労働法の数多くの条項実施のための詳細および指導（ガイダンス）
を定めたもの（1996年4月18日の政府法令N.O. 23／C.P.）

第6条

労働法第110条第2項に規定された労働力の中に高い割合で女性労働者を使用する事業所は、下記のような優先的待遇策を受けることができる。

1 特に困難な場合であるとの、首相決定があった場合、雇用に関する労働法の数多くの条項の実施のための規定および指導の詳細を規定した政府の1995年10月31日付の法令N.O. 72-C.P.第6条第2項(d)の規定により雇用のために国家資金からの低金利ローンを受けることができる。

2 事業所が財政困難でその女性労働者たちを妥当な仕事に移すことができない場合、その事業所は、政府の1995年10月31日付法令第6条第2項(b)の規定通り雇用のための国家資金から1回の予算援助を求める計画を設定することができる。

3 事業所は、女性労働者のために労働条件改善を保証するために、事業所の年間投資金の合計の一部を使用する優先権が与えられる。

第7条

以下の場合、労働法第110条第2項に従い減税の考慮がなされる。

1 同法令第5条の規定通りの条件を満たしている事業所は、減税の考慮を受ける資格がある。

2 所得税が削減される。ただし、その削減は事業所で算定できるもので、女性を多く雇用することで生じた余剰経費よりも低くなつてはならない。

3 減税によって生じたお金は、事業所が女性労働者の要求を満たす目的のために使用されなければならない。

4 女性労働者の雇用率の高い事業所で利益のない事業所に関しては、事業所が女性労働者の雇用が高いために作りだされた余分な経費は正当な経費とみなされる。

第8条

女性労働者の雇用率が高いとみなされない事業所は、実際の条件および状況を基に、労働組合と一緒に、実施に向けての処置を見いだすべく、女性労働者に関する国の政策を研究しなければならない。両者の合意は、団体交渉によることを含めて考えなければならない。

第10条

妊娠した女性労働者の労働法112条に従い、労働契約の一方的解除の権利は次のとおり規定される。

1 病院の診療所病棟、地区の診療所もしくはそれ以上の程度の医師の文書による証明があった場合、雇用者は、胎児に及ぼす仕事に勤務する妊娠した女性労働者を、即座に、より妥当な別の仕事に異動させなければならない。

2 雇用主が女性労働者を妥当な仕事に異動させることができない場合、その女性労働

者は、訓練費用がかかっていたとしてもその賠償をすることなく労働契約を終了させる権利がある。

公衆衛生保護法

(1989年6月30日ベトナム社会主義共和国の国会により採択された)

第8章：家族計画、結婚および子どもの衛生管理

第43条

- 1 何人も家族計画を実施する義務と、望んだ場合において代用手段を選ぶ権利がある。夫婦はそれぞれに、1人もしくは2人のみの子どもを持つように奨励されている。
- 2 保健衛生、文化および教育の各省、マスメディアおよび社会団体は、教育の促進、人口および家族計画に関する情報の普及の義務がある。

第44条

1

- 2 保健衛生省は、すべての女性に保健衛生を保証するため、民衆へのお産科学および小児専門のアウトリーチサービスの強化と拡大の義務を負う。

3

第45条 女性労働者の利用

- 1 女性労働力を使用する機関および個人は妊産婦、出産中の妊産婦、育児に従事中の女性および家族計画法を実施中の女性に対し、保健衛生手当を保証する。女性の保健衛生保護に関する規定に従わなければならない。
- 2 女子労働者を保健衛生省および労働免除・社会問題省によって、認定された重労働および有害な労働に従事させてはならない。

刑法

(1985年6月27日の国会により採択。修正および補足に関する法に従い1989年12月28日、1991年8月12日、1992年12月22日および1997年5月10日にそれぞれ修正および補足され採択された。)

第4章：処罰

第27条 死刑

死刑は、著しく重大な事件の犯罪者に対して適用される特別な処罰である。犯罪を犯した、もしくは聴取を受けている若年の犯罪者および妊産婦には死刑は適用されない。妊娠している女性もしくは12カ月以下の乳児の育児をしている女性の場合、死刑は延期される。

第6章：処罰、処罰の免除および処罰の減刑

第39条 刑の加重がされる犯罪に関する事項

1 以下の犯罪事項に限り刑の加重がなされる。

d 子どももしくは妊娠中の女性に対する犯罪を犯した場合

第2章 人の生命、健康および尊厳を犯した犯罪

第101条 殺人

1 以下の場合の殺人は、禁固12カ月もしくは終身、死刑を受ける。

d 大量殺人もしくは妊娠中の女性の殺人に対し

女性人身売買の犯罪に対する処罰に関する規定の刑法第115条には次のように定められている。

1 女性人身売買を行った者は2年から5年の刑が与えられる。

2) 以下のケースのうちの一つでも犯した場合は、5年から20年の禁固刑

a 売買を企てた

b 海外に女性を売りとばすために売買をした

c 多数の女性を売買した

d 危険な常習犯

子ども略奪、売買もしくは詐欺行為による交換に関する犯罪を規定した刑法第149条は次の通りである。

1) 子どもを略奪、売買もしくは詐欺行為による取引をした者は、1年から5年の禁固刑に処す。

2) 以下の場合の一つでも犯した者については禁固5~20年の刑に処す。

a 組織的もしくは商売的要素を持って

b 海外に売り飛ばす目的のために

c 多数の子どもを略奪、売買もしくは詐欺行為による取引もしくは重大な結果を引き起こした

d 危険な常習犯

ヴェトナム社会主義共和国の刑の軽減法

(1990年6月30日および1992年12月22日、修正、補足された)

第70条 拘留

1) ...

2) 犯罪者、被疑者が妊娠中もしくは、12カ月以下の乳児を育てなければならない女性、老齢の力のない老人である場合には、その者は拘置されない代わりに、別の異なった

処置が課せられる。

第231条：禁固刑の実施の延期

以下の場合について、拘留されていない受刑者に関し、法廷の裁判官の裁量もしくは訴訟代理人、警察、あるいは受刑者の要請で裁判官は刑の宣言の実行を延期することを命じる。

1)

2) 受刑者が妊娠している女性もしくは、出産直後の女性の場合、宣告された刑の延期を最低3カ月から最大1年まで延期することができる。

民法（人格権）

第26条 個人の権利

同法に規定される権利は、法によって定められている以外に決して他人に譲れない個々人の有する市民の権利である。何人もこの人格権を国および公共の利益、他人の正当な権利および利益を侵害するために悪用してはならない。何人も他人の自主的な権利を尊重する義務がある。

第27条 人格権の保護

人の人格権が侵害された場合、その者には以下の権利を有する。

- 1 権利侵害者が侵害をやめるように、もしくは裁判所が強制的にその侵害者に侵害を止めさせるよう、または公式に謝罪もしくは修正するように要請する。
- 2 自身で出版物で誤りを修正する。
- 3 侵害者が償うこと、もしくは裁判所が強制的に侵害者に対し物質的あるいは精神的侵害に対し賠償せらるるにその要請をする。

第32条

人の生命、健康および身体が保護されるべき権利

- 1 人には個々人の生命、健康および身体は保護される権利を有する。
- 2 何人も他の人の生命、健康および身体を侵害してはならない。
- 3 国民が生命を脅かす事故、もしくは病気の者を発見した場合、その者を医療施設に運ぶ責を負う。また公共共同体および私立の医療施設は、治療手当を拒んではならない。その者をなおすためにあらゆる処置と可能性を駆使しなければならない。

第33条 結婚する権利

結婚は一夫一婦制の原理に基づくものとする。結婚および家族に関する法により規定される条件に合った男女は、自由な結婚の権利を有する：どちらか一方が相手を強制もしくはだましてはならない。何人も自発的かつ進歩的な結婚を妨げてはならない。また、結婚を強制するようなことはあってはならない。

国籍、宗教の異なる者同志の、および宗教を信じる者と信じない者同志の、自由な結婚は、法によって保護されるものである。

第40条 子どもを養子縁組する、もしくは子どもが養子縁組される権利

子どもを養子縁組する、もしくは養子縁組される権利は、法により正式に承認され、保護される。

子どもを養子縁組するために、もしくは子どもが養子縁組されるには、結婚と家族法および市民の身分法によって規定された、条件、秩序、手順に従って行なわれなければならない。

第41条 市民の権利

すべての個人は国民である権利がある。ヴェトナム市民の承認、変更、帰化および放棄は市民権法により規定される条件、秩序および手順に従って実施されなければならない。

第42条 安全な居住場所の権利

人は一人一人犯すことの出来ない居住地に対し権利を有する。各個人、他人の居住場所への立入りは、居住者の同意がなければならない。

何人も他人の意思に反し、他人の居住場所に入ってはならない。

人は一人一人犯すことのできない居住地に対して権利を有する。他人の居住地への立入りは、法の規定および居住地の検査権限を持つ国家当局の命令がある場合に限る。検査は法に定められた秩序と手順に従って行われなければならない。

第43条 信仰と宗教の自由

1 人は一人一人信仰および宗教の自由に対する権利と宗教に従う権利、従わない権利とがある。

2 何人も他の人の信仰および宗教の自由を侵害してはならない。また、国家の利益、公共の利益を侵害するために信仰あるいは宗教を悪用してはならない。

第44条 移動および居住の自由の権利

1 人は一人一人、法の規定に従って移動および居住する自由に対し権利を有する。個人の居住場所の移動および選択は自身の必要性、能力および状況に応じて自身によって決定される。

2 個人の移動と居住の自由の権利は法に規定される秩序と手順に従っている場合、並びに所管の国家当局の決定があった場合に限り制限される。

第45条 働く権利

何人も性別、国籍、社会的地位、信仰もしくは宗教を根拠に差別されることなく、働く権利、自由に仕事および職業を選ぶ権利を持つ。

第46条 商売の自由の権利

一人一人の商売の自由の権利は、法によって尊重され保護されなければならない。人はそれぞれの商売の形態、地域および分野の選択、営業、事業の設立、契約締結の自由、従業員雇用に対し権利を有する。また、法の規定に従ったその他の権利を有する。

ヴェトナム在外国人による入国、出国、居住および旅行に関する条令

ヴェトナム在外国人の出入国、居住、および旅行に関する国との取り締まり

第17条

1. ヴェトナム在外国人の出入国、居住、および旅行に関する国との取り締まりには、以下の項目がある。

- a) ヴェトナム在外国人の出入国、空・陸路の乗り継ぎ、居住および旅行に関する法定文書の発行
- b) ヴェトナム領域内の出入国、旅行のための乗り継ぎビザおよび許可の承認；ヴェトナムのあらゆる種類のビザの承認、延期、変更、補足および解除
- c) 居住の取り締まり
- d) ヴェトナムの出入国、空・陸路の乗り継ぎ、居住、旅行および活動に関する規定の違反の取り扱い
- e) 外国人の出入国、空・陸路の乗り継ぎ、居住および旅行に関する国との統計
- g) 外国人の出入国、空・陸路の乗り継ぎ、居住および旅行の国際協力

2. 諸大臣の諮問会は、ヴェトナム在外国人の出入国、居住および旅行に関する統一された国の取り締まりの責任を負い、内務省と外務省および、ヴェトナム在外国人の出入国、ヴェトナム経由の空陸路の乗り継ぎ、居住、旅行および活動に関連するその他の省庁間の仕事に従って、義務と権利の実施を確実にするため、地方と同様に中央部の出入国取り締まり局のシステムを定める。

第8条

1. 外国人向けの出入国、および乗り継ぎ許可の承認；非居住者滞在登録の取り締まりは、出入国取り締まり局の管理下にある。

2. ヴェトナムにおけるヴェトナムのビザの発券、延長、変更、補足および解除；「居住許可」の発行、変更、補足および解除、外交官もしくは領事館の免除特権に恵まれていない　外国人に対する旅行許可の発行は、出入国取り締まり局によって行われる。同条例第3条の第2に従い、ヴェトナムの国境、港でのビザの発券は、国境警備署の長によって行われる。

3. ヴェトナムでのヴェトナムのビザの発券、延長、変更、補足および解除；外交官および領事館の優先権もしくは免除権に恵まれている外国人に対しての居住許可の発行は、外務大臣が行う。

4. ヴェトナムの入国、出入国、および乗り継ぎビザの発券；外国でのヴェトナムのビ

ザの延長、変更、補足および解除は、その国のヴェトナム外交在外大使館、もしくは領事館が行う。

5. 外国人のヴェトナムからの出国一時差止めおよび強制追放は、中央部の出入国取締局の長が決定する。出入国取り締まり局の長は、行政違反に対する処罰法に従い、ヴェトナム在外国人による出入国、乗り継ぎおよび旅行規定の行政違反に関する処罰も決定する。

第19条

1. 外国人の入国、乗り継ぎ、居住および旅行を担当する国の諸省庁は、その任務及職務を果たす限り、当該国家省庁、社会、経済の各団体、並びにヴェトナム市民らと密に協力する義務がある。

2. 任務と職務を実施するなかで、あらゆるレベルの地方の行政、その他の国の省庁、社会団体、経済団体および全ての市民は、ヴェトナム在外国人の入国、乗り継ぎ、居住および旅行を担当する国の省庁に協力と助力をする責任がある。

第6章 違反の取り扱い

第20条

1. 国内のヴェトナムの団体並びに外国の団体は、ヴェトナム在外国人の出入国、空・陸路の乗り継ぎ、居住、旅行および活動に関する条項に違反した場合、行政違反に対するヴェトナムの処罰法に従って罰せられる。

ヴェトナム出入国そのため、あるいは、ヴェトナム国内に違法に居住もしくは旅行したために文書を受け取った者、その他ヴェトナム国内の出入国、空・陸路の乗り継ぎ、居住および旅行に関し、ヴェトナムの法律の条項に違反する者は、犯罪の程度に応じて行政の処罰に科せられるかもしくは、刑事責任を負う。それにより損失を生じた場合には、補償を支払わなければならない。

2. ビザの発券、延長、変更、補足および解除、「居住許可」、非居住許可、および旅行許可に関する規定もしくは同法令のその他の規定に違反して、個人の利益に有用するため、地位ならびに職務を利用した者は、その犯罪の程度に応じ、行政処罰に科せられるか、刑事責任を負う。それにより損失が生じた場合、補償を支払わなければならない。

ヴェトナム在外国人による出入国、居住、および旅行に関する条例の政府の詳細補足規定（1993年1月18日付法令No. 04-CP）

第1章 入国・出国・乗り継ぎ

第1条

1. ヴェトナムの入国を希望する外国人は、ヴェトナムのビザ発券の権限を持つ、ヴェトナムの大使館、領事館、その他の代理官庁（以下、ヴェトナム在外のヴェトナム代理官庁と呼ぶ）でビザ申請の手続きを遂行しなければならない。ビザ免除に関しての、ヴェトナム政府との合意書に署名した国々により発券された、ビザ免除のパスポートを持っていいる外国人は、ビザ申請の手続き遂行の必要はないが、商用目的か居住目的で来る予定のヴェトナム国内の諸官庁、団体、あるいは個人の名を報告しなければならない。

第2条

1. 緊急事態の処置、投資計画のための技術支援の提供、救急衛生保護の援助提供、空・海難事故、自然災害、流行病の被害者救命目的で、諸官庁、諸団体、個人によってベトナムに招かれる外国人に関し、ビザの申請は、ベトナムの出入国地点で検討、決定される。

第4条

1. 入国ビザ、出国ビザ、入出国ビザおよび出入国ビザは、3か月間（90日）有効で、その場その場で、入国もしくは出国の目的に応じて、一回につき3か月の延長ができる。投資計画、経済、文化、技術協力契約実施のためにベトナムに来る外国人に対し、入出国ビザもしくは出入国ビザは、1年間（12か月）有効で、ベトナムでの契約、協力契約の条件に応じて、一回につき1年まで延長できる。

ベトナム在の大使館および国際団体の代表事務所の公人と外交官、研究もしくは治療目的でベトナムに来る外国人で2年以上滞在を望む場合、ビザの有効期限は、その事務所の条件や、研究あるいは治療の期間で延長が必要であれば、延ばすことができる。

2. ベトナムのビザは、一回に限り有効である：投資計画、ベトナムの関係者との署名による協力契約の実施目的でベトナムに来る外国人は、1回以上有効の入出、出入国ビザの申請をすることができる。

第5条

1. 一時居住のベトナム在外国人が、ビザの更新を望んだ場合、同ビザの期限が切れる3日前に、同条の第3項に定められたベトナム指定省官庁で必要な手続きを遂行しなければならない。詳しい手続きは次の通りである：

- ・延長ビザの正規の申請用紙を提出する。在ベトナムのベトナムの団体もしくは国際団体（仲介受入れ）が外国人に代わって、ビザの延長を申請している場合、外国人は申請の必要はない。

- ・このような申請は、パスポートもしくはパスポートに代用する正式書類とベトナムでの一時居住許可書といっしょに提出しなければならない。

- ・ベトナムのビザは期限切れで、一時居住許可がまだ有効である場合、外国人はビザの申請をする必要はない。

2. ベトナムのビザの内容の変更もしくは追加を希望する一時居住の外国人は、同条第1の規定に定められるビザの延長申請と同様の手順を遂行しなければならない。

3. 外務省の領事館では、外交および領事の特権免除権を受ける外国人のビザの、延長、変更、追加を行う。その他の外国人のビザの延長、変更、追加の申請は、内務省に提出する。

第10条

1. 「永住許可書」に申告した登録住所、職業、その他の変更を希望する一時的外国人の場合、居住する近くの指定省官庁で変更、追加を登録しなければならない。「永住許可

書」を持っている者が、別の国へ移住する場合、あるいはベトナムから追放される場合、「永住許可書」は、入出国事務所により回収される。

2. 一時居住証明の延長、登録住所および目的の変更を希望する外国人は、一時居住証明を発行したベトナムの事務所で、延長、変更、追加を登録申請しなければならない。

第12条

1. 以下の地域への、ベトナム在外国人居住者による滞在、旅行は認められない：

- a) 村および、国境線近くの村に相当する行政ユニットのある国境地域
- b) 国防産業地域、軍域、および国境、領空、領海の警備のための防衛建造物
- c) 内務省、国防省により定められた、国家安全防衛のための特別警備を必要とする、
その他の地域

d) 国政保護と社会秩序の理由による、内務省の暫定的指定地域

2. 同条の第1の規定に述べられた地域は、その地域の性格に応じ、警告のサインで明言あるいは区画されているか、もしくは、警備隊により防衛されていなければならない。

内務省は、上記の地域に立てる警告のサインの考案を、同一の表現に限定する。

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日的問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>